

◇◇◇◇◇◇ **みんなで育てよう 厚真の子ども** ◇◇◇◇◇◇

4月から、児童生徒の『学習・生活・運動習慣』向上運動が始まります。

教育委員会では、これからの社会を担う児童生徒が心身ともに健康で、安心・安全な生活を送ることができるよう、教育委員会、各小中学校、厚真町PTA連合会の連携のもと、町全体で平成27年4月から3ヵ年計画で児童生徒の「学習・生活・運動習慣」向上運動に取り組むことになりました。小・中学生をお持ちのご家庭では、下記の4つの柱(基本ルール)を参考にして、家庭ならではのルールを確立していただき、子どもたちのより良い習慣の形成・向上に努めていただきますようお願いいたします。

ご家庭にお願いしたい向上運動の4つの柱

厚真町教育委員会、厚真町内小中学校、厚真町PTA連合会

- 1 「早寝・早起き・朝ごはん」、「運動（外遊び）、手伝い」の奨励
 - (1) お子様に必要な睡眠時間を確保させ、早寝早起きの習慣をつけさせましょう。
 - (2) 朝ご飯を毎日しっかり摂る習慣をつけさせましょう。
 - (3) 学校での体育や遊び時間、部活動も含め、1日60分以上、運動（外遊び）や家の手伝いを行う習慣をつけさせましょう。
 - 2 「家庭学習」、「家庭での読書」の奨励
 - (1) 毎日、学年の目安の時間、宿題・予習・復習などの家庭学習の習慣をつけさせましょう。
 - (2) 1日10分以上、家で読書をする習慣をつけさせましょう。
 - 3 「テレビ・ゲーム・インターネットに接続するメディア」に触れる時間のルール
 - (1) 1日2時間以内で終了する習慣をつけさせましょう。
 - (2) 夜8時～9時（中学生は夜9時）を目安に、それ以降は、インターネットに接続するメディアを使用させないようにしましょう。
 - 4 「インターネットに接続する携帯電話等のメディア」利用のルール
 - (1) 保護者は、インターネットの特徴をよく理解し、有害なインターネット環境からお子様を守るための指導、管理に努めましょう。（青少年インターネット環境整備法による）
 - (2) 児童生徒が専用に所有するメディアは、持たせないようにしましょう。
 - (3) 止むを得ず持たせなければならない場合は、携帯電話等の機能制限を活用し、かつ夜8時～9時（中学生は夜9時）を目安に保護者が預かりましょう。
 - (4) 止むを得ず持たせなければならない場合は、各種登録や設定等に必要なID（アカウント）や暗証番号は、保護者が責任を持って管理しましょう。
 - (5) 止むを得ず持たせなければならない場合は、書き込みに関すること（個人、地域特定情報の発信禁止）など、使用に関する約束を決め、メディアの使用状況を保護者が確認できるようにしましょう。
- (注)「メディア」とは、パソコン、タブレット端末、ゲーム機、音楽プレーヤー、携帯電話、スマートフォン等のインターネットに接続可能な端末のすべてを示します。

「厚真町いじめ防止基本方針」ができました。

厚真町では、平成27年4月から、「厚真町いじめ防止基本方針」が施行されます。いじめは、いじめを受けた子ども、いじめを行った子どもだけでなく、すべての子どもに関係する問題です。厚真町では、町民みんなで力を合わせて、いじめから子どもを守ることを目指して「厚真町いじめ防止基本方針」をつくりました。この基本方針の下に、子どもたちが安心して生活し、健やかに成長できるよう、教育委員会、学校、家庭、地域住民、関係機関等と連携しながら、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処などの対策を総合的かつ効果的に進めます。